

# 官報号外 昭和三十九年四月二十四日

## 参議院会議録第十九号

○第四十六回

国會

会議

録

第

九

号

昭和三十九年四月二十四日(金曜日)

午前十時十九分開議

議事日程 第十九号

昭和三十九年四月二十四日  
午前十時開議

第一 土地収用法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 林業基本法案(閣法第一五  
一號)及び森林基本法案(趣旨説  
明)

第三 女子教育職員の出産に際し  
ての補助教育職員の確保に関する  
法律の一部を改正する法律案  
(文教委員長提出)

第四 保健所において執行される  
事業等に伴う経理事務の合理化  
に関する特別措置法案(内閣提  
出)

第五 刑事補償法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第六 特許法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

第七 保安林整備臨時措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出、衆議院送付)

第八 海上衝突予防法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、特別委員会を設置するの件  
一、日程第一 土地収用法等の一部  
を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 林業基本法案(閣法  
第一五二号)及び森林基本法案(閣法  
(趣旨説明)

一、日程第三 女子教育職員の出産  
に際しての補助教育職員の確保に  
関する法律の一部を改正する法律案  
(文教委員長提出)

一、日程第四 保健所において執行  
される事業等に伴う経理事務の合  
理化に関する特別措置法案(内閣提  
出)

一、日程第五 刑事補償法の一部を  
改正する法律案

一、日程第六 特許法等の一部を改  
正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

一昨一二二日議長において、左の常任  
委員の辞任を許可しました。

内閣委員 同 同 同 法務委員

栗原 祐幸君 重政 麻徳君 千葉千代世君 一司君

古池 信三君 坪山 德弥君 上林 忠次君 鈴木 黙君

同 大蔵委員 文教委員 同 同

坪山 忠次君 米田 黙君 上林 忠次君 鈴木 黙君

同 同 同 同 同

大蔵委員 栗原 祐幸君  
文教委員 千葉千代世君  
の幼稚部及び高等部の整備に関する  
特別措置法案(小林武君外四名発  
表)よりて議長は即日これを文教委員会に  
付託した。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校  
の幼稚部及び高等部の整備に関する  
特別措置法案(小林武君外四名発  
表)よりて議長は即日これを文教委員会に  
付託した。

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆  
議院に回付した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正す  
る法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を承認することを議決した旨衆議  
院に通知した。

通商に關する日本國とオーストラリ  
ア連邦との間の協定を改正する議定  
書の締結について承認を求めるの  
件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業改良資金助成法の一部を改正す  
る法律案

同日本院において承認することを議決  
した左の件を内閣に送付し、その旨衆  
議院に通知した。

自家用自動車の一時輸入に關する通  
関条約の実施に伴う関税法等の特例  
に關する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正す  
る法律案

同日本院送付の左の内閣提出案を衆  
議院に回付した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正す  
る法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を承認することを議決した旨衆議  
院に通知した。

通商に關する日本國とエル・サル  
ヴァドル共和国との間の協定の締結  
に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を農林水産委員会  
に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案  
一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を農林水産委員会  
に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案  
に付託した。

同日左の本院提出案を衆議院に送付し  
た。

旧金銀勅章年金受給者に關する特別  
措置法案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付し  
た。

道路交通法の一部を改正する法律案

石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止  
する法律案

金國鉱物探鉱融資事業團法の一部を  
改正する法律案

同日本院において承認することを議決  
した左の件を内閣に送付し、その旨衆  
議院に通知した。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	ヴァード共和国との間の協定の締結	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	農業改良資金助成法の一部を改正する法律	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律	石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律	同日議長における法律の廃止等のため衆議院に送付した。
金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律	金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律	公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案（小林武君外四名発議）
商工委員	商工委員	同日議長は、左の委員長提出案を衆議院に送付した。
決算委員	決算委員	同日議長は、左の委員長提出案を衆議院に送付した。
議院運営委員	近藤 鶴代君	同日議長は、左の委員長提出案を衆議院に送付した。
同日委員長から左の議案が提出された。	鈴木 重貞君	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
女子教育職員の出産に際しての補助	女子教育職員の出産に際しての補助	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（文教委員長提出）	教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（文教委員長提出）	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
同日議長は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者をとを承認した。	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。	第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
内閣委員	内閣委員	同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
法務委員	法務委員	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	郵政省設置法の一部を改正する法律
一名提出	商工委員会に付託	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
商工委員会に付託	商工委員会に付託	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
大蔵省為替局長 渡邊 誠君	大蔵省為替局長 渡邊 誠君	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
大谷藤之助君	大谷藤之助君	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
（国会法第二項但書の規定によるもの）		
関する特別措置法案（麻生良方君外四名発議）	関する特別措置法案（麻生良方君外四名発議）	同日衆議院議長から左の報告書が提出された。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から左の報告書が提出された。
保健所において執行される事業等に係ることを議決した旨の通知書を承認した。	保健所において執行される事業等に係ることを議決した旨の通知書を承認した。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
伴う経理事務の合理化に関する特別措置等に関する法律案（久保三郎君外八名提出）	伴う経理事務の合理化に関する特別措置等に関する法律案（久保三郎君外八名提出）	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
運輸委員会に付託	運輸委員会に付託	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
外八名提出	外八名提出	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
特許法等の一部を改正する法律案可決報告書	特許法等の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
刑事補償法の一部を改正する法律案可決報告書	刑事補償法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
同日衆議院議長承認	同日衆議院議長承認	同日衆議院議長承認
画廊調査局長真島毅夫君外一名（一昨二十二日議長承認）を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	画廊調査局長真島毅夫君外一名（一昨二十二日議長承認）を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
○議長（重宗雄三君）これより本日の会議を開きます。	○議長（重宗雄三君）これより本日の会議を開きます。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を承認した。
この際、おはかりいたします。野村吉三郎君、佐野芳雄君から、それぞれ病気のため会期中請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。	この際、おはかりいたします。野村吉三郎君、佐野芳雄君から、それぞれ病気のため会期中請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した旨の通知書を受領した。
○議長（重宗雄三君）御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。	○議長（重宗雄三君）御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
おりいたします。	おりいたします。	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
内閣から予備審査のため送付されております「結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件」、「公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律	内閣から予備審査のため送付されております「結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件」、「公共企業	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

案」、「地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案」、「国家公務員法の一部を改正する法律案」及び「地方公務員法の一部を改正する法律案」を審査するため、委員二十五名からなる国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置することに決しました。

〔参事朗読〕

本院規則第三十条により、議長は特別委員を指名いたします。その氏名を参事に朗読させます。

國際労働条約第八十七号等特別委員  
加藤 武徳君 龜井 光君  
草葉 隆圓君 刈木 亮弘君  
斎藤 昇君 柴田 栄君  
鈴木 恭一君 天坊 裕彦君  
徳永 正利君 西田 信一君  
野本 増原 吉江  
品吉君 勝保君 小林 武君  
佐多 忠隆君 鶴園 哲夫君  
永岡 光治君 田畠 仁君  
藤田 藤太郎君 野々山 一三君  
小平 芳平君 山本伊三郎君  
田畠 金光君 二宮 文造君

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条により、議長は特別委員を指名いたします。その氏名を参事に朗読させます。

○國務大臣(河野一郎君) 土地収用法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明いたします。

〔國務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) 土地収用法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明いたします。

〔國務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

第二に、収用手続を簡易かつ迅速に進めることができるようにするため、従来は特別措置法の対象事業に限って認められていた土地物件調査書の作成等に因する特別の措置を一般の土地収用法に取り入れることにいたしました。

第三に、特に緊急を要する特定公共事業の用地を迅速に確保するため、起業者から緊急裁決の申し立てがあつた後、収用委員会は二ヶ月以内に裁決しなければならないものとし、この期間内に緊急裁決が行なわれない場合には、内に緊急裁決が行なわれない場合におきましては、建設大臣が裁決を代行します。

○瀬谷英行君 ただいま趣旨説明のあらましした土地収用法等の一部を改正する法律案に關し、日本社会党を代表します。なぜ土地収用法等の一部を今回改正しなければならないかといふ動機と理由は、公共事業のための用地の取得がたいへん困難になつたからだ、といふ理由の説明がございました。だから、地価対策その他、総合的な施策を必要とする場合は申すまでもないが、公

いところであります。公共用地の取得制度自体についても検討を加えました結果、収用委員会の機構、収用対象の範囲、収用手続その他の点について施設を必要とすることは申すまでもないところであります。このように、公共事業の用地取得難を打開し、迅速に施行するためには、地価対策その他総合的な施設を必要とする点があると考えられますので、今回この法律案によりまして、土地収用法、公共用地の取得に關する特別措置法及び都市計画法の一部を改正することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申します。

第一に、収用委員会を充実強化するため、政令で定める都道府県において常勤の委員を置くことができるこ

とし、地方公共団体の長、議会の議員及び常勤の職員は、委員と兼職ができるようになりますとともに、収用委員会の事務を整理させるための専任の職員を置くことができるようになります。

第六に、現行都市計画法では、都市計画事業についての収用に関しては、主務大臣の行なう裁定と収用委員会の行

を、すべて収用委員会が裁決を行なうものとするよう都市計画法の一部を改正することにいたしております。

第七に、

これが何よりも第一に究明しなければなりません。趣旨説明ではその点が省略されておりますが、用地の取得に多くの困難をもたらすに至つたのは、土地収用法自体の不備ではなく、土地価格のとどまるところを知らない値上がりであることは、何人といえども否定できません。趣旨説明ではその点が省略されておりますが、用地の取得に多

くの困難をもたらすに至つたのは、土地収用法自体の不備ではなく、土地価格のとどまるところを知らない値上がりであることは、何人といえども否定できません。趣旨説明ではその点が省略されておりますが、用地の取得に多

くの困難をもたらすに至つたのは、土地収用法自体の不備ではなく、土地価格のとどまるところを知らない値上がりであることは、何人といえども否定できません。趣旨説明ではその点が省略されておりますが、用地の取得に多

の各方面に異常な影響を与える、善良な民衆に有形無形の迷惑を及ぼしております。困難を来たしているのは、決して公共事業の用地の取得のみではないのであります。

かく考えてまいりますと、ここ数年來の土地価格の暴騰こそ、すべての病根であることは明白であります。政府の提案趣旨説明の中で、地価対策その他の総合的な施策を必要とするとは申すまでもないがとおっしゃっているのも、すべての病根が地価の暴騰にあることを重々承知をされているからではないかと思います。しかし、それならば、なぜ、申すまでもないがとおっしゃっている地価対策をあと回しにして、必要とすることをみずからお認めになつて、いる総合的な施策を明らかになさらないのであります。申すまでもないことは、何をおいても先に手がけるのが普通であります。ところが、最後の手段であるはずの土地収用法をもつと手軽に用いられるようにするが、今回の改正のねらいになつております。本法は元来、最後の引導を渡すにもひとしい役割りを持つてゐるのでありますから、慎重であるのもまたやむを得ないところであります。普通の常識では、病人が出たら、医者を通じて、いきなりお寺にかけつけ、坊

さんと引導の渡し方を相談するのは、どう考へても順序を間違えておりません。本法改正案の提案も、順序を間違え、医者よりもお寺を先にしているきらいが多分にあります。政府の反省を促したいところであります。

私は、病根に対する治療こそが先決であるという立場で總理にお伺いいたしましたが、一体、今日のような地価の高騰は、所得倍増計画の中で予期されかつたとすれば、いかなる原因、理由に基づくのか。それとも、高度経済成長政策の当然の結果とみなしてよいのか、見解を明らかにしていただきたいと思います。

国民所得倍増計画の構想は、昭和三十五年十二月の閣議で決定を見ております。その中ではこう書いてあります。「物価の安定を維持することは、この計画達成のために不可欠の要件であることは言うまでもないので、絶えずその動きに留意し、適時適切な物価対策をとる必要がある。独占的な行為によつて不当に価格をつり上げられるような場合には、消費者の利益を守る立場から、行政手段による対策の必要性も考えられる」というのであります。はたして、今まで適時適切な物価対策がとられてきたのかどうか。また、新首都を建設するくらいの思い切った決意がなければ、容易に実効を期し得ないと思うのであります。が、總理の所

るところであります。しかりとするならば、消費者の利益を守る立場で、政

府は行政手段によるべき立場で、政

府は行政手段によるべき立場で、政

立のためには、地方計画、都市計画のマスター・プランが確立され、将来の発展、社会情勢の変化等の予測の上に立つた実現可能な都市計画、地方計画に基づき、大都市への人口集中の合理化、産業と人口の地方分散の計画を確立するのでなければ、問題を抜本的に解決する対策とはなり得ない。以上のことは、三年前に書かれた所得倍増計画の一節でありますが、問題は、ここに書かれ、復習した事柄が、いささかも過去の物語になつていないことであります。指摘をされたあらゆる問題点は、何ら解決されることなく、むしろ、三年前よりもより深刻な状態であります。所得倍増計画の中でも、これまで残つてゐるのであります。いままで一体何をしていたかと言いたいの

ことは、三年前よりもより深刻な状態であります。所得倍増計画の中でも、

立のためには、地方計画、都市計画の

マスター・プランが確立され、将来の発

展、社会情勢の変化等の予測の上に

立つた実現可能な都市計画、地方計画

に基づき、大都市への人口集中の合理

化、産業と人口の地方分散の計画を確

立するのでなければ、問題を抜本的に

解決する対策とはなり得ない。以上の

ことは、三年前に書かれた所得倍増計

画の一節でありますが、問題は、ここに

書かれ、復習した事柄が、いささかも

過去の物語になつていないことであります。所得倍増計画の中でも、

立のためには、地方計画、都市計画の

マスター・プランが確立され、将来の発

展、社会情勢の変化等の予測の上に

立つた実現可能な都市計画、地方計画

に基づき、大都市への人口集中の合理

化、産業と人口の地方分散の計画を確

立するのでなければ、問題を抜本的に

解決する対策とはなり得ない。以上の

ことは、三年前に書かれた所得倍増計

画の一節でありますが、問題は、ここに

書かれ、復習した事柄が、いささかも

過去の物語になつていないことであります。所得倍増計画の中でも、

立のためには、地方計画、都市計画の

マスター・プランが確立され、将来の発

展、社会情勢の変化等の予測の上に

立つた実現可能な都市計画、地方計画

に基づき、大都市への人口集中の合理

化、産業と人口の地方分散の計画を確

立するのでなければ、問題を抜本的に

解決する対策とはなり得ない。以上の

ことは、三年前に書かれた所得倍増計

画の一節でありますが、問題は、ここに

書かれ、復習した事柄が、いささかも

会にお示しをいただきたいと思いま  
す。

次に、現行法運用の状況について一  
点お伺いいたします。

建設省関係の事業は、年間一万件以  
上にのぼるといわれておりますが、收  
用委員会への裁決申請にかかるもの、  
わずか六十件にすぎず、しかも、收用  
裁決にかけるための必要な第一の手続  
である事業認定を受けているものが三  
百家にすぎないということでありま  
り、緊急裁決申請にかかるもの二、三  
件という実態であります。これは被收  
用者が事業認定をきらい、なるべく土  
地取用法の発動を見るところなしに用地  
問題の解決をはからうとした結果には  
かならないであります。用地の折衝  
が難航して、俗にいふ、「ね得」が横行す

次に、改正法案の内容について若干お尋ねいたします。  
現行特別措置法の特定公共事業の範  
囲については、適用事業を限定した法定  
改正案では、政令で定めれば特別措置  
法の適用事業とすることができるよう  
になります。特別措置法は土地  
収用法の特別法であつて、緊急裁決等  
相当強力な国家権力が留保されており  
ます。したがつて、適用事業の範囲  
も、真に公共性と緊急性の強いものに  
限定され、法の定むるところに従い、  
国民の前に明らかにされるべきは当然  
であります。必要があれば、法の改正  
をもつて適用事業の追加をすべきで  
あつて、政令による解決の道をはか  
ることは慎むべきではないかと思いま  
す。

次に、地方自治との関係について、  
自治大臣にお伺いいたします。  
本改正案によると、特別措置法の緊  
急裁決について収用委員会が二ヶ月以内に裁決しないときは、建設大臣が代  
行裁決を行ない得るようになつてお  
ります。また、地方自治の本旨に沿わ  
ないといふ難があつた特別措置法上の  
特定期事業認定申請書の縦覧等にお  
ける都道府県知事の市町村長権限の代  
行についても、これを一般法たる土地  
取用法に取り入れよろとしておりま  
す。收用手続の簡素化、強権化は、う  
なづかぬいたします。

らはらの関係で、私権の保護を軽ん  
じ、地方自治体の自主性を侵害する結  
果になりはしないかということをおそ  
れるものであります。収用委員会の裁  
決が手間どる問題は、それ相応の複雑  
な原因、内情があると思わなければなり  
ません。それを、実情に通じない大臣  
になつております。特別措置法は土地  
収用法の特別法であつて、緊急裁決等  
相当強力な国家権力が留保されており  
ます。したがつて、適用事業の範囲  
も、真に公共性と緊急性の強いものに  
限定され、法の定むるところに従い、  
国民の前に明らかにされるべきは当然  
であります。必要があれば、法の改正  
をもつて適用事業の追加をすべきで  
あつて、政令による解決の道をはか  
ることは慎むべきではないかと思いま  
す。

次に、地方自治との関係について、  
自治大臣にお伺いいたします。  
本改正案によると、特別措置法の緊  
急裁決について収用委員会が二ヶ月以内に裁決しないときは、建設大臣が代  
行裁決を行ない得るようになつてお  
ります。また、地方自治の本旨に沿わ  
ないといふ難があつた特別措置法上の  
特定期事業認定申請書の縦覧等にお  
ける都道府県知事の市町村長権限の代  
行についても、これを一般法たる土地  
取用法に取り入れよろとしておりま  
す。收用手続の簡素化、強権化は、う  
なづかぬいたします。

時しのぎの便法で当面を翻弄すること  
は誤りであります。土地が銀行預金や  
株式よりも有利な投資の対象になり、  
市を空洞化を招いているのは、政治の  
貧困というよりも怠慢といふべきであ  
ります。土地を投機の対象にすること  
を許さず、悪質不動産業者に活動の余  
地を与えず、善良な庶民大衆に将来の  
夢を与えるために、空閑地税の制定  
をはじめとする思い切った税制面から  
する地価抑制策を打ち出す用意がない  
かどうか、大蔵大臣の見解を求めて、  
私の質問を終ります。(拍手)  
○国務大臣池田勇人君(拍手)お答えいた  
いたのであります。  
河川、流水と同様、それ自体、私権の目  
的にはなり得ないと想ひます。とすれば、いかなる場合、漁業権が収用法の  
対象となり得るのか、想定される具体  
例があるのか、慣習上、本法の対象とす  
ることが妥当なのかどうか、建設大臣  
並びに農林大臣の見解を伺いたいと思  
います。

最後に申し上げたいことは、本法改  
正の動機及び理由ともなつた土地価格  
の激しい上昇が、この原因をなしておる  
ことがあります。したがいまして、今後にお  
きましては、宅地需給の均衡をはかる  
立場のき料の非常な暴騰、これもいろ  
いろの原因をなしておると考へるので  
あります。(拍手)  
○国務大臣河野一郎君(拍手)お答えいた  
しました。

統につきまして、ごね得の起こらない  
ような取得手続の整備を必要とするの  
であります。したがいまして、今回御  
審議を願うのもこれがためであるので  
あります。しこうして、今後におきま  
しては、大都市集中の弊を防止するた  
めに全国総合開発計画を立て、新産業  
都市の設定等——あるいは分散の措置  
を講ずる必要があると同時に、また分  
散以外におきまして、補償の基準を  
策定するとか、あるいは土地の評価鑑  
定制度を最近設けまして、こういうこと  
によって暴騰を抑えていきたいと考  
えておるのでござります。  
なお、私は、大都市膨張を緩和する  
ため、大都市における研究機関等の地  
方への移転もいま研究いたしております  
であります。あらゆる措置を講じまし  
て、この焦眉の重大問題を解決したい  
と考へております。

なお、住宅問題につきましては、お  
話のとおり、われわれは四十五年まで  
に、一世帯一住宅、これを実現すべく  
努力を重ね、見通しもつけておるので  
あります。(拍手)  
○国務大臣河野一郎君(拍手)お答えいた  
しました。

土地が非常に高くなつたのが混乱の  
原因であつて、これに対する対策を立  
てなければ、お寺に行くことになるの  
じやないかといふお話をござります  
が、もちろん地価対策につきまして



上の規定があるわけでございますが、このような税を設けることによって、市街地の稠密化を招来するという問題が現実に起こるわけでございます。なお、土地増価税の問題でございますが、この問題は、その区域内に居住をする、住宅等を持っております者は、住宅等を転売した場合には利益があるわけでございますが、転売をしないままに現在住んでおる自分の家に再び高い税金がかかるということになる、これは非常にむずかしい問題であります。転売をしたときに初めて譲渡所得がかかるわけであります。ありますので、技術上、土地増価税といふものは非常にむずかしいということをおわかりになると思うわけでございます。

こういう立場から申し上げまして、空閑地税及び土地増価税の創設は適当でないという考え方立っておりません。しかしながら、土地の投機を抑制しまして地価抑制策を行なうということは当然のことでありますので、三十九年一度の税制改正につきまして、土地等の譲渡所得のうち投機的なものに対する半額課税の方式をとらないといふことにいたしたわけでございます。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 林業基本法案について、国会法第五十六条の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。赤城農林大臣。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の林業は、今日まで、木材その他の林産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してまいりました。

しかし、近時、わが国経済の発展に伴いまして、林業をめぐって大きな情勢の変化が見られるのであります。すなわち、木材需要の増大、開放経済体制下における外材輸入の増加等、木材需給構造の変化が生じ、また、農山村からの労働力の流出が顕著となつておる等の趨勢がこれであります。申すまでもなく、林業は、本来、生産期間がきわめて長いこと等、他産業に比して不利な自然的条件を有するばかりではなく、林業経営の大部が零細規模であること、林業経営者の経営意欲があること、一般的に低調であること等の脆弱性を有しております。

これらを克服して、諸情勢の変化に対応し、林業の総生産を増大させ、他産業との格差が是正されるよう生产することを目指として林業の安定的な發

性を向上させるとともに、林業従事者の所得を増大させることにより、林業の安定的な発展をはかることが強く要請されているのであります。

その要請にこたえるには、従来の資源政策を基調とした林業政府のみでは十分ではありません。さらに、新たに開拓する基本的な政策の目標を明らかにして、これに基づいて諸般の施策を講じて、いくことが必要であります。このことは、林業のなら重要な使命にこたえると共に、国民経済の発展と国民生活の向上を急願する国民の期待にこたえるゆえんであろうと考えるものであります。これがこの法案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、この法案の主要な内容について御説明いたします。

まず、第一章総則について申し上げます。

第一に、以上申し述べましたような趣旨を明らかにして、この法律の目的を規定しております。ついで、国の林業に関する政策の目標は、国民経済の成長発展および社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的因素による不利を補正し、次の事項の

展をはかり、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的・社会的地位の確保を達成するため、

第二に、この目標を達成するため、及び加工の合理化、(5)近代的な林業経営の担当者及び技術者の養成確保、(6)林業労働に従事する者の養成確保及び林産物の需給及び価格の安定と流通の確保とともに、農業構造の改善その他産業の振興または住民の福祉の向上のための積極的活用をもはかるようにつとめるものとしております。

第四に、政府は、毎年、国会に、林業の動向及び国が林業に關して講じた施策に関する報告、並びにその報告にかかる林業の動向を考慮して講じようとしております。そして、これらについての施策が、画一的でなく、地域の自然的、經濟的、社会的諸条件を十分考慮し、きめこまかく行なわれるべきものとしております。

また、これら諸施策を講ずるにあたっては、林業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とすべきものといたします。さらに、政府は、これら諸施策を実施するため、必要な法制を整備することを旨とすべきものといたします。すなわち、政府は、これら諸施策を実施するため、必要な法規を制定して、林業の自然的経済的社会的動向を考慮して講じようとしております。以上の第一章総則の主たる内容でございます。第二章から第四章までにおきましては、林業生産の増進及び林業構造の改善、林産物の需給及び価格の安定等並びに林業従事者について、必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることとしております。

すなわち、林業生産の増進及び林業構造の改善に関する第二章におきましては、

第一に、林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しを立てることとしております。

ついで、この見通しを参考して、林業の総生産の増大と生産性の向上をはか

るよう、林野利用の高度化、林業技術

の向上等、林業生産に関する施策を講すべきこととしております。

第一に、林業構造の改善をはかるため、林業經營の規模等による經營形態の差異を考慮して、必要な施策を講ずるとともに、小規模林業經營についてその規模の拡大をはかることとしておられます。また、林業生産を合理化し、

林業經營の發展に資するよう、生産行程についての協業を助長することとしております。さらに、以上の施策を総合的かつ効率的に遂行するため、林業構造改善事業を推進することとしているのであります。

林産物の需給及び価格の安定等に関する第三章におきましては、重要な林産物について国内生産を円滑化し、外材輸入にも期待しまして、その需給及び価格の安定をはかることとしております。また、林産物の流通及び加工の合理化をはかるため必要な施策を講ずることとしております。

林業従事者に関する第四章におきましては、近代的な林業經營の担当者または技術者たるにふさわしい者の養成確保と、林業労働に従事する者の養成確保及び福祉の向上をはかるため必要な施策を講ずることとしております。

次に、第五章におきましては、林業行政に関する組織の整備及び運営の改善と林業團体の整備についての方針を述べております。

## 官 報 (号 外)

最後に、第六章におきましては、總理府に林政審議会を設置することとし、その組織等につき必要な事項を定めております。なお、林政審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を處理するほか、内閣総理大臣または関係各大臣の諮詢に応じてこの法律の施行に関する重要な事項を調査審議するものであります。

林業基本法案の主要な内容は、以上とのおりでございます。このようにして本年度においてもその一部について措置することとするほか、今後につつて、法制上、予算上等の措置を講じていく所存であります。

以上をもしまして、林業基本法案の趣旨説明といたす次第でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 衆議院議員川俣清音君  
〔衆議院議員川俣清音君登壇、拍手〕  
○議長(重宗雄三君) 衆議院議員川俣清音君、  
〔衆議院議員川俣清音君登壇、拍手〕  
○衆議院議員(川俣清音君) 私は日本社会党を代表いたしまして、森林基本法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

本法案は、森林が国土の保全、国民の保健及び国民經濟において果たすべき重要な使命にかんがみまして、森林の有する各種の機能の確保、増進をはかるため、國の森林に関する政策の目標を具体的に列挙いたしまして、政府等が講ずべき措置、責任を明らかにするものであります。

その骨子は次のとおりであります。  
第一は、國の森林に関する政策の目標を示すことになります。このようにして本年度においてもその一部について措置することとするほか、今後につつて、法制上、予算上等の措置を講じていく所存であります。

以上をもしまして、林業基本法案の趣旨説明といたす次第でござります。(拍手)

三 土地の林業上の有効利用及び開発をはかること。  
四 林業技術の向上、林業の機械化等による林業總生産の増大及び林業の生産性の向上をはかること。

(四) 林業經營の共同化をはかること。  
(四) 林産物の需給及び価格の安定、流通の合理化並びに加工の増進をはかること。

五 地の林業上の有効利用及び開発をはかること。

第七は、森林政策の基本となる國有林資源及び林業の動向並びに政府が実施して施策に関する報告とあわせて、これから講じようとする施策を明らかにした文書を提出するものとするということであります。

第八は、國土の保全その他の森林の有する公益的機能の確保、奥地未開發林の開發等による森林資源の保練培養及び

森林生産の増大、木材の持続的供給による木材の需給と価格の安定をはかること。  
九 山村における生活環境の整備、勞わしい者の養成及び確保をはかること。

十 近代的な林業の従事者としてふさわしい者の養成及び確保をはかること。

十一 山村住民及び林業従事者の福祉の増進に寄与し、あわせて山村とその他の地域との間の格差の是正と國民の福祉の増進に資するものであります。

十二 國有林野事業の使命の達成に資するため、國の施策についてあります。

十三 國有林野の活用についてであるものといたします。

十四 國有林野事業の使命の達成に支障を及ぼさない範囲内におきまして、當該地域における農林業者の農林業經營規模拡大に資するため、國有林の活用をはかる等、必要な施策を講ずるものとするという趣旨であります。

十五 國有林野の活用についてであるものといたします。

十六 國有林野の活用についてであるものといたします。

十七 國有林野の活用についてであるものといたします。

十八 國有林野の活用についてであるものといたします。

なお、この基本法案が成立いたしました場合、その中に盛り込まれなければならない諸原則を実施するため、各種の関連法の立法が必要となります。が、これにつきましては、委員会においての補足説明に譲りまして、省略させていただきます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決決定せられることをお願い申上げまして、私の提案趣旨説明を終ります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。安田敏雄君。

[安田敏雄君登壇、拍手]

○安田敏雄君 私は日本社会党を代表して、おもに政府提出の林業基本法案に対して質問を申し上げます。

昭和三十五年に林業の基本対策が答申せられてから、すでに足かけ五年の長きを費やし、今日ようやく基本法案が国会へ提出されたとは申せ、この間、林業をめぐる諸条件は急速に変化していることは、周知のとおりであります。政府はこれに対し、鋭意、基本対策と具体的の方策を講すべきであつたにもかかわらず、怠慢というか意識的と言おうか、今まで放置していた態度は、まことに遺憾なことであります。

しかも池田内閣の大資本本位の高度経済成長政策は、林業において紙パルプ資本や大山林地主等の利益を野放しに

したままに、零細な林業従事者や山村農民にとって、純朴な環境は俗化され、上、低所得と高物価で、その生産の闊達法の立法が必要となります。が、これにつきましては、委員会においての補足説明に譲りまして、省略させていただきます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決決定せられることをお願い申上げまして、私の提案趣旨説明を終ります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。安田敏雄君。

質問の第一は、土地の利用区分についてであります。わが国の林野面積は約二千五百万ヘクタールで、国土総面積の六七%を占め、また農耕地面積は約六百六十万ヘクタールで、国土総面積の一六%を占めています。この林野の中には、農用地として開発利用の可能な適地が数百万ヘクタールも含まれております。発言を許します。安田敏雄君。

質問の第二は、林業政策の前提として、森林といふものの機能をどう見るべき問題であります。森林には、一つは、国土を保全して災害を防止し、水源を涵養し、国民の保健や福祉を増進するといふ公益的機能があります。もう一つは、産業としての林業生産力を高め、木材等の林産物を安定的に供給し、あわせて林業従事者の所得と生活を向上せしめ、もつて国民経済に貢献するといふ経済的機能であります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国の林政は乱れ、正しく国土開発と国土利用は達成されないことがあります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。

第三は、国有林野のあり方についてであります。膨大な組織機構と巨額の資金を持つ国有林は、林野面積ではわざと印象を禁じ得ないのであります。しかし、総理の見解をお尋ね申し上げます。これは大蔵大臣でしたが、お

機能だけが重視され、公益的機能が引き出され、森林の機能が軽視されてしまうから……。

質問の第三は、林業政策の前提として、森林といふものの機能をどう見るべき問題であります。森林には、一つは、国土を保全して災害を防止し、水源を涵養し、国民の保健や福祉を増進するといふ公益的機能があります。もう一つは、産業としての林業生産力を高め、木材等の林産物を安定的に供給し、あわせて林業従事者の所得と生活を向上せしめ、もつて国民経済に貢献するといふ経済的機能であります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。

また、現在、国有林は、國の林政の推進役としての公共的役割を果たしながら、同時に、特別会計としての企業性

したままに、零細な林業従事者や山村農民にとって、純朴な環境は俗化され、上、低所得と高物価で、その生産の闊達法の立法が必要となります。が、これにつきましては、委員会においての補足説明に譲りまして、省略させていただきます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決決定せられることをお願い申上げまして、私の提案趣旨説明を終ります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。安田敏雄君。

[安田敏雄君登壇、拍手]

○安田敏雄君 私は日本社会党を代表して、おもに政府提出の林業基本法案に対して質問を申し上げます。

昭和三十五年に林業の基本対策が答申せられてから、すでに足かけ五年の長きを費やし、今日ようやく基本法案が国会へ提出されたとは申せ、この間、林業をめぐる諸条件は急速に変化しております。そこで、いまや必要なことは、周知のとおりであります。政府はこれに対し、鋭意、基本対策と具体的の方策を講すべきであつたにもかかわらず、怠慢というか意識的と言おうか、今まで放置していた態度は、まことに遺憾なことであります。

しかも池田内閣の大資本本位の高度経済成長政策は、林業において紙パルプ資本や大山林地主等の利益を野放しに

信するのであります。政府は、さきに農業基本法を制定し、いままた林業に關する土地の利用区分を定めることが、国土高度利用の出発点であると私は確信するのであります。政府は、さきに農業基本法を制定するにあたり、ついで基本法を制定するにあたり、断行すべき時期であると考えますが、全国土の調査と土地利用区分の画定を

代採を強化する方向へ著しく傾斜しておられます。すなわち、第三次池田内閣の河野農林大臣が、昭和三十六年八月に、国有林、民有林を通じる増伐計画を打ち出したこと。昭和三十七年の森林法改正によって森林伐採の許可制度が届け出制に変わったことなどが、その具体的なあらわれであります。もしも、これを地元農林業者の民主的共同組織に対して解放し、もしくは利権を設定させることを主張するものではありませんから……。

質問の第二は、林業政策の前提として、森林といふものの機能をどう見るべき問題であります。森林には、一つは、国土を保全して災害を防止し、水源を涵養し、国民の保健や福祉を増進するといふ公益的機能があります。もう一つは、産業としての林業生産力を高め、木材等の林産物を安定的に供給し、あわせて林業従事者の所得と生活を向上せしめ、もつて国民経済に貢献するといふ経済的機能であります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。

第三は、国有林野のあり方についてであります。膨大な組織機構と巨額の資金を持つ国有林は、林野面積ではわざと印象を禁じ得ないのであります。しかし、総理の見解をお尋ね申し上げます。これは大蔵大臣でしたが、お

機能だけが重視され、公益的機能が引き出され、森林の機能が軽視されてしまうから……。

質問の第三は、林業政策の前提として、森林といふものの機能をどう見るべき問題であります。森林には、一つは、国土を保全して災害を防止し、水源を涵養し、国民の保健や福祉を増進するといふ公益的機能があります。もう一つは、産業としての林業生産力を高め、木材等の林産物を安定的に供給し、あわせて林業従事者の所得と生活を向上せしめ、もつて国民経済に貢献するといふ経済的機能であります。この二つの機能は、その一つでも欠けるときは、国土開発と国土利用は達成されないことがあります。

また、現在、国有林は、國の林政の推進役としての公共的役割を果たしながら、同時に、特別会計としての企業性

をも追求しなければならぬ立場に置かれています。公私と企業性の関係がきわめてあいまいであります。むしろ、公私性の名のもとに、保安林その他、林政協力費を、国有林特別会計の収益から一般会計へ拠出することが要請されており、企業的にはその収益をあげねばならぬといふ至上命令か

## 官報(号外)

ら、木材市場価格の変動に応じて、立木処分や伐採計画がそのつど主義で操作され、また、合理化のしわが国有林労働者へ寄せられております。これが国有林経営の現在の姿であります。このような状態を根本的に改め、また、複雑な国有林特別会計の經理を明らかにするために、私は国有林特別会計は、企業的業務の勘定と行政的業務の勘定を区分して、それぞれの經理を明らかにしそうして行政的業務の勘定においては、その必要経費を一般会計から繰り入れ、企業的業務の勘定においては、その収益を再び国有林の森林資源の培養に還元していくべきであると考えるものであります。政府の基本法案には、こうした国有林特別会計の問題に触れられておりませんが、一大臣でも、総理大臣でもけつこうでござりますので、お答えを願いたいと思ひます。

質問の第四は、林業構造改善の問題であります。政府案の十二条、十四条には、小規模林業経営の規模を拡大し、林業構造の改善を進めるとの考えが示されておりますが、まさに小規模林業経営の分解促進政策にはかなりません。政府案には、「林地の取得の円滑化」ということばがありますが、一体だれのための林地をだれが取得するのか、農林大臣の御説明を求めます。

また、入会権にかかる林野についての権利関係の近代化を進めると書いておりますが、入会権があるのかないのかという紛争が各地で見られ、たとえば岩手県の小繫事件、山梨県北富士の恩賜林問題のように、世間の注目を集めています。そこで、私は、入会権の有無をめぐって争われている山林についての関係農林業者の権利をどのような基準に基づいて確定する方針なのか、農林大臣の明確な所見を承りたいのであります。

また、関係農林業者の入会権の存在が確立している山林について、その権利関係を近代化するという場合、どのような手続で行なうか。また、近代化された権利関係を小規模林業経営の規模拡大のためにどのようにしようとするのか。これらに關する入会権整備特別措置法案が用意されているといふことを聞くが、いつごろ国会へ提出されるのか。あわせて、農林大臣の御答弁を承りたいのであります。

次に、政府案が林業構造改善を進め、林業経営の規模を拡大しようとすることを聞くが、いつごろ国会へ提出されるのか。あわせて、農林大臣の御答弁を承りたいのであります。

質問の第五は、木材価格と林業のあり方についてであります。

この数年来、建築用材としての外材の輸入は、昭和三十三年度四百万立方メートルから、三十七年度には一千五百立方メートルと、三倍近くも増加し、国内需要量の五千五百万立方メートルの二割に達しております。これは需給上の関係もありますが、外材が、運賃、関税等諸費を含めても内材に比して格安であるからであります。今後、開放経済の進行の中では、関税の一括引き下げ等により外材は、さらに格安となることは明らかであります。したがって、内材がこれと競合する場合、その価格はますます安くならざるを得ないものであります。また一面において

産業、地域の格差によって、このような不利益の状態のままで放置されてしまいます。かかる環境から、いまや山村では舉家離村が増加しているといふ実態であります。いやしくも同じ法律や制度のもとに置かれている同じ国民が、農業労働者は、山村僻地の住民の生活水準を飛躍的に引き上げるということこそ、政策の第一目標でなければならぬ

いのであります。ところが、政府案の第十八条の規定は、あまりにも簡単で抽象的であるといふ不安を感じざるを得ないのであります。また、政府案には山村僻地の生活環境の改善を進めるという規定がないのはどうしたことか、以上について農林大臣の所見を承りたいのであります。

私ども社会党は、国有林労働者の雇用安定法案を今国会に提出することになりました。それによって国有林労働者の雇用条件を改善し、その所得水準を引き上げ、さらには、国有林労働者の水準を他の民間林業関係の労働者にも及ぼそらとする考え方であります。

○議長(重宗雄三君) 時間が来ております。

○安田敏雄君(統) もう少しです。

その他、労働・社会保障等の労災法その他諸法規の適用の問題につきましても、林業労働者は、けがをいたしましたが病気をしても、失業しても、手厚いところの完全な保護対象となつておません。したがつて、この際、その諸法規の適用を積極的に拡大させることの具体的な措置をとられる意思があるかどうか、農林大臣及び労働大臣にお伺いいたします。

最後の質問でございますが、森林と觀光の関係についてお伺いいたしました。森林は、すがすがしい空氣と水、豊かな景観を保つことによつて、国民

の保健と福祉に奉仕するという、公益的機能を果たしておられます。それは国民全体の貴重な共通の財産であります。しかるに、最近、営利的觀光資本が各地に進出し、金の力にものをいわせて、森林の自然的景観を破壊するような施設をかゝつて気ままにつくり、健

康にして純朴な山の環境を俗化させてはばかるところがないといふ、まことに憂慮すべき姿が至るところに見受けられます。それは觀光の堕落であるのみならず、林業政策に及ぼす害も、また、おそるべきものがあるのであります。

○議長(重宗雄三君) 最も有効に利用し得られますよう、観光開発と林業政策の正しい調整について、政府は格段の努力を払うべきであると考えますが、総理大臣の御見解をお尋ねいたします。

終わりに、社会党案の提案者川俣議員にお尋ねいたしますが、社会党案の政府案よりもすぐれた特徴点は何か。

以上、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたしました。国土の利用、特に森林を中心

は、国土の保全の上からいつても、利用につきまして十分考えなければならぬところでございます。したがいまし

て、昨年五月、政府におきましては國

土調査事業十カ年計画を立てて、そして、土地の合理的な利用につきまして調査を進めておるのでございます。

御質問の第二の、大森林業者の土地

の問題でございます。もちろん、明治八年の地租改正のときに、なわ延びその他が田畠にございました。特に森林につきましては相当のなわ延びがあることはお話をとおりでございます。しかし、この点につきましては、その大らかに田畠にございました。特に森林につきましては、相当地のなわ延びがあることはお話をとおりでございます。

森林を国民の保健と福祉のために保つことは國民的義務であります。

また、國際収支からいっても、觀光事

業の發展をはかるため、この日本の林野を、森林を保護し、これを保存維持

するということは必要であるのであり

ます。したがいまして、お話のこと

をしようなどいうことは、敵に憤まなければならぬことだと考えます。御趣旨

を尽くしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 森林に非常

上から、国有林野の解放は適当な措置

であると考えるのであります。ただ問

題は、それが利権にからんだり、不正

なことが行なわれることは、絶対に許

すべきではございません。その地方の

全体から考え、農業あるいはその地方

の發展になるよう、私は国有林野の解

放は前向きで進むべきだと考えており

ます。

また御質問の、民有林を国有林にす

ることに決してやぶさかではありません。今後も、農林省としてはすでにやつておるのじやないかと思いますが、やつていかなければ、必要な程度であります。

第二に、この基本法は家族經營の小

企業的な林業といふものに重きを置いています。

経営を対象としているのか、あるいは

企業的な林業といふものに重きを置いています。

す。でありますので、必要に応じまして所有者の協力を得まして、分取林の設定等を進めて林業構造の改善をはかりたい、こう考へております。

次に、輸入が非常に多いぢやないか。——確かに木材は日本の輸入の中でも三番目ですか四番くらいの大きいウエートを占めています。これは確かに開放経済体制下における需要の増強によるのでござりますけれども、この基本法に述べておられますように、林業の総生産の拡大を目指しておるのを發展させて、輸入に対しましては慎重な態度をとりたい、こう考へております。

次に、林業労務者に対する対策でございます。林業労務者は、地域的にあります季節的に非常に恵まれない立場にござります。でござりますので、これの対策につきましては慎重に、まだ十分とは申しませんが、相当意を払ってやつてきたのでござりますけれども、足らぬ面が多くあると思ひます。十分配慮をいたしていきたい、こう考へております。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕  
○國務大臣(大橋武夫君) 労働基準法は、山林労働者につきましては、その特殊性にからみまして、労働時間、休憩及び休日に關する諸規定は適用除外となつております。労働省といたしましては、從来から、山林労働に関し

ましては、特に災害の防止等に重点を置いて適切な監督指導を行ない、その福祉の向上につとめてまいったところです。が、今後も一そろ努力をいたしたいと思います。

林業は、労災保險におきましては、法律上強制適用事業となつており、山林労働者の業務上の災害に対しましては労災保險による給付を行なつておりますが、林業には零細事業が多いのを考慮いたしまして、団体加入方式による保険加入手続の簡素化、及び林業災害補償連絡指導員を設けまして補償事務の迅速化をはかる等、山林労働者に対する積極的な保護を推進しております。

また、林業に対する失業保険の適用につきましては、労災保險の場合と異なりまして、任意加入となつておりますが、林業における雇用の近代化の実情に即して適用拡大をはかりつつあることは申しませんが、相当意を払つてやつてきたのでござりますけれども、

次に、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案に關する問題でござりますが、季節的に労働に從事する国有林労働者の雇用の安定をはかるという見地から見ますと、その常用雇用または再雇用につとめ、あるいは国有林野事業計画で実施がはかられることは、それ自体望ましいことと考えますが、この法律案につきましては、その内容において今後なおいろいろ検討を要するおいて

事項が多いと思われます。したがつて現在の段階で、これに対する意見をまとめるところまでには至つておりません。(拍手)

〔衆議院議員川俣清音君登壇、拍手〕

○衆議院議員(川俣清音君) ただいま御質問にお答えいたしたいと思います。

私がもの法律の最も特徴といたしてあります点は、經濟的産業活動としての林業と森林の公益的機能との調和の必要性を特に基本としておる点でござります。すなわち、熊澤蕃山の教える

ところによりますと、「木を植え茂りても切らずこれを子孫に伝えられる森」という、植えて茂らばこれを切り家計の用に供するを林といふ。」とい

う政策が今日まで日本の林業政策の基本になつておるわけでござりますが、その調和をはかるのが基本法の要旨でなければならぬと思うわけでござります。したがいまして、われわれ国民

生活に關係の深い森林の公益的機能と經濟的産業活動としての林業との調和を求めるのが、本来の基本法のあり方

だと思います。したがいまして、これが最も考へるわけでござります。これが最も政府案と異なる長所でございましょう。

なお、申し添えますが、委員会に付託いたされましたならば、さらに補足説明を申し上げ、本法案が政府案と異なつていかに優秀なものであるかといふことの御認識を得たいと思うのですが

なつていかに優秀なものであるかとい

ます。(拍手)

いう点を明確にいたした点でござります。

第三点は、林業もまた農業の一環として、山村における農業として、林業、畜産業、耕作農業の三者を総合的に一つの農牧林混合農業として成立させ、その育成をはかるとしたことでござります。政府案は、構造改善についてあいまいでござりますが、私どもは、ただいま申し上げましたよくな農牧林混合農業を山村農業としての形態として育成してまいりたいというの

に一つの農牧林混合農業として成立させ、畜産業、耕作農業の二者を総合的

○議長(重宗雄三君) 日程第三、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律案(文教委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。文教委員長中野文門君。

○議長(重宗雄三君) 教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律案(文教委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。文教委員長中野文門君。

## 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

きわめて適切な措置であると思料いたしましたので、全会一致をもちましてここに委員会提案として発議いたしました次第でございます。

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君 ただいま議題となりました女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び改正内容を御説明申し上げます。

現在、実習助手は、教育公務員特例法の施行令において、寮母と同じく、教員に関する規定の準用を受けることとなつておりますし、その職務の内容も、他の教育職員と異なるところがないのであります。しかし、寮母については、すでに昭和三十年本法制定の

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

右国会に提出する。

昭和三十九年三月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

号の二又は第五十一条第二項第

二号の費用に対する同法第五十条の規定に基づく負担金

四 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十一条第三号及び第四号から第七号まで(二)の規定が同法第六十七条条において読み替えられる場合を含む。の費用に対する同法第五十条の規定が同法第六十七条条に

おいて読み替えられる場合を含む。の費用に対する同法第五十条の規定が同法第六十七条条に

これらの見込額の合算額で除して得た数値を基準として定めるものとする。

## (経理に関する特例)

第三条 第一条各号に掲げる負担金及び補助金に関する事務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第十四条の規定による実績報告書(事業又は事業の廃止に係るもの)を除く。は、当該負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業に対する補助金又は事業に要する費用率が次条第一項の規定に基づく政令で定める率と同じであるものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、これらの負担金及び補助金として交付すべき額の総額を確定することをもつて足りるものとする。

2 第一条各号に掲げる負担金及び補助金に関する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用について、当該負担金又は補助金がその交付の対象たる事務又は事業に要する費用に充てること

以外の用途に使用された場合においても、その使用がこれらの負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業に要する費用に充てるためのものであるとき

は、当該負担金又は補助金の他の用途への使用をしたことにならぬるものとする。

## (率の特例)

第二条 前条第一号から第四号までに掲げる負担金又は補助金の率は、次の各号に掲げる法律の規定にかかるらず、会計年度ごとに政令で定める单一の率とする。

一 保健所法(昭和二十二年法律第三十六条)第二十一条又は第二十二条の規定により保健所を設置する市又は都道府県が支弁する諸費のうち政令で定める費用に対する同法第二十五条第一項の規定に基づく負担金

二 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六条)第二十一条又は第二十二条の規定により保健所を設置する市又は都道府県が支弁する諸費のうち政令で定める費用に対する同法第二十五条第一項の規定に基づく負担金

三 児童福祉法第五十二条第一号

四 結核予防法第五十七条第一号

2 前項の政令で定める率は、前条第一号から第四号までに規定する費用との見込額にそれぞれ前項各号に掲げる法律の規定に定める率を乗じて算出した額の合算額を

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法

二号末尾に掲載

保健康所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十六号)第五十条第四

## 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分以後の国の負担金及び補助金について適用する。

〔鈴木強君登壇、拍手〕

○鈴木強君　ただいま議題となりました保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたしました。

本法律案は、国の負担金または補助金を受けて行なわれる保健所の各種の事業等に關し、補助金等合理化審議会特例等を定めて、保健所の経理事務の合理化をはかるうとするものであります。

本法律案の主旨は、第一に、保健所法、伝染病予防法、児童福祉法、結核予防法等に基づく特定の費用に対する国負担金または補助金は、当該法律に定めるさまざまな率によらず、政令で、毎年度に定める一定の率により経理事務を簡明にすることとし、その率は、各費用の見込み額に法定率を乗じた額の合計を各費用の見込み額の合計で除したものと基準とすること。第二に、右の特定費用に対する負担金及び補助金についての実績報告及び交付額

確定は、それぞれの事業等ごとに行なわず、総額について行なうこと。第三に、昭和三十九年度分以後の負担金及び補助金について適用すること等であります。

委員会においては、小林厚生大臣及び政府委員に対し、保健所の適正配置及び機構の合理化、繁雑な業務の整理統合と運営の改善、職員の充足と待遇改善、保健所による衛生行政と過去の警察所管時代との比較検討等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって本法律案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

かくして、四月二十三日質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して稻葉委員から、「さらに刑事補償の内容の充実、補償手続の改善等を期待して賛成する旨」また、日本共产党を代表して岩間委員から、「冤罪者に対する改善を要望して賛成する旨」それぞれ意見が述べられ、採決の結果、原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○中山福蔵君　ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君　ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案について、別に御発言もございません。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償について

は、なお従前の例による。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

特許法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和三十九年二月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

特許法等の一部を改正する法律案  
(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律  
第一百一十二号)の一部を次のよう

第百八十六条の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
--	----------

(実用新案法の一部改正)

第二条 實用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 實用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。  
別表に次のように加える。

第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
---	----------

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。  
第六十三条中「又は書類」を「、書類」に改め、「贋写」の下に「又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加える。

に改正する。

第二十七条中第二項を第三項と

し、第一項の次に次の二項を加え  
る。

第百八十六条中「又は書類の閲  
覧若しくは贋写」を「、書類の閲覧

方法により一定の事項を確実に  
記録して置くことができる物を  
含む。以下同じ。)をもつて調製  
することができる。

磁気テープをもつて調製した部分  
に記録されている事項を記載した  
書類の交付」に改める。

第六十三条の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録された  
る。

第六十三条の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録された る。	一件につき八十円
---	----------

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第七十二条中「又は書類の閲覧若しくは贋写」を「、書類の閲覧若しくは贋写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」に改め

る。

別表に次のように加える。

第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録された る。	一件につき八十円
---	----------

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す



海上衝突予防法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十九年三月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案  
海上衝突予防法の一部を改正する法律案  
海上衝突予防法の一部を改正する法律案  
海上衝突予防法の一部を改正する法律案

ならず」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、この法律に規定する燈火は、視界が制限される状態にある場合は、日出から日没までの間ににおいても表示することができ

る場合その他の必要があると認められる場合は、日出から日没までの間に、「すべて

場所その他の必要があると認められる場合は、日出から日没までの間に、「すべて

他の漁具を水中で引くことをいいう。以下同じ。」により漁ろうを

又は下方でこれらの白燈の間隔と同一の距離を離てた位置に、「すべて

「第二章 燈火、形象物等」を「第二章 燈火等」に改める。

第二条第一項第一号中「明りよう、な白燈」を「白燈」に、「二十点(二百二十五度)」を「三百二十五度(二十二度三十分)」に、「二点(二十二度三十分)」を

「二十二度三十分(二点)」に、「十点(百十二度三十分)」を「百十二度三十

分(十点)」に改め、同項第二号中「及

び幅」を「全長及び最大幅」に改め、

同項第十三号を削り、同項第十二号

中「サイレンを含むものとする」を

「この法律に規定する短音及び長音

を発することができる装置をいう」

に改め、同号を同項第十三号とし、

同項第九号から第十一号までを一号

ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次

の一号を加える。

九 船舶が互いに他の船舶の視野

の内にある場合は、船舶が互

いに視覚によつて他の船舶を見

機の」に、「上方又は下方一・八三メートルの位置」を「垂直線上の上方又は下方でこれらの白燈の間隔と同一の距離を離てた位置」に、「すべてメートル以上離れて」を、「それぞれ一・八三メートル以上離れて」、かつ、燈火にあつては等間隔に、「に改め、同項後段中「、夜間は」を削り、「第二号」の下に「又は第七条第二項第一号」を加える。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 動力船は、航行中、他の船舶又

は水上航空機を引いている場合に

おいて、引かれている船舶又は水

上航空機の最後部のものの船尾又

は機尾と引かれている船舶の船尾と

常に低く見える位置」に、「十二・二〇メートル」を「十二・一九メートル」に改め、同項第四号及び第五号

中「十点(百十二度三十分)」を「百十二度三十分(十点)」に、「二点(二十二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改め、同条第二項第一号中「明りよう、な白燈」を「白燈」に改め

る」ときは、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、直

径〇・六一メートル以上で黒色のひし形の形象物一個を掲げなければならぬ。

4 掃海作業に従事している船舶は、前部マストの頂部及び危険の存する側のヤードの端に、夜間は、少なくとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する緑燈各一個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球各一個を掲げなければならぬ。これらの緑燈又は黒球の表示は、当該船舶の後方半海里の水域のうち、当該側方四分の一海里の範囲内が危険であることを示すものとする。

第四条第三項前段中「又は水中作業をしている」を、水中作業、海上補給作業又は航空機の発着作業に從事しているに、「それぞれ一・八三

メートル以上離れて」を、「それぞれ一・八三メートル以上離れて」、か

ら、燈火にあつては等間隔に、「に改め、同項後段中「、夜間は」を削り、「第二号」の下に「又は第七条第二項第一号」を加える。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

5 動力船は、航行中、他の船舶又

は水上航空機を引いている場合に

おいて、引かれている船舶又は水

上航空機の最後部のものの船尾又

は機尾と引かれている船舶の船尾と

常に低く見える位置」に、「十二・二〇メートル」を「十二・一九メートル」に改め、同項第四号及び第五号

中「十点(百十二度三十分)」を「百十二度三十分(十点)」に、「二点(二十二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改め、同条第二項第一号中「明りよう、な白燈」を「白燈」に改め

る」ときは、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、直

径〇・六一メートル以上で黒色のひし形の形象物一個を掲げなければならぬ。

第四条の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第二項

後段中「、夜間は」を削り、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該水上

航空機は、第二条第二項第一号の

燈火を掲げてはならない。

第一条第二項中「遵守しなければならない。また」を「遵守しなければ

附則

第一条第二項中「遵守しなければ

ならない。また」を「遵守しなければ

第五条の見出し中「燈火」を「燈火等」に改め、同条第一項を次のように改める。

航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならず、また、他の船舶に引かれて航行している場合を除き、前部マストの最上部に、二個の燈火を明らかに区別できるよう分離して垂直線上に連掲することができる。これらの二個の燈火は、上方のものを紅燈、下方のものを緑燈とし、同項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

第六条の見出し中「小形船舶」を「荒天時等」に改め、同条第一項中「小形の船舶」を「船舶」に、「二点(一二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

#### (小形動力船等の燈火等)

第七条 長さ十九・八〇メートル未満(ろかい又は帆を用いているものにあつては、長さ十二・一九メートル未満)の船舶は、航行中、第二条、第三条及び第五条の燈火を掲げることを要しない。ただし、これららの燈火を掲げない場合は、次項から第七項までの規定によらなければならない。

2 長さ十九・八〇メートル未満の動力船及び帆船以外の引かれている航行中の船舶は、同条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

3 長さ十九・八〇メートル未満の動力船が他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合の燈火の表示については、次の各号による。

4 長さ十二・一九メートル未満の動力船は、第二項第一号の規定にかかるわらず、同号の白燈をげん燈上二・七四メートル未満の高さの位置に掲げることができる。ただし、その位置は、同項第二号の燈火より〇・九メートル以上高くなければならない。

5 長さ十二・一九メートル未満の動力船が他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合の燈火の表示については、次の各号による。

6 第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)は、引かれて航行している場合は、動力船にあつては、第二項第一号又は第四項の白燈を掲げてはならず、動力船及びろかい又は帆を用いている船舶以外の船舶にあつては、第二項第二号及び前項のげん燈又は両色燈を掲げなければならない。また、引かれている船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第二号の小形の白燈一個を掲げることができる。第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)が船首方向に押されて航行している場合は、第二項のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、又は同号若しくは前項の両色燈のみを前端に掲げなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一團となつて船首方向に押されているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなすものとし、その一団の全長が十

に、日出から日没までの間、第三条第三項の形象物一個を掲げなければならない。

二 第二条第一項第四号及び第五号の構造及び装置を有するげん燈を掲げ、又は前号の白燈から少なくとも〇・九メートル下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光を、それを正船首方向から右方がそれ正船首方向から右方の位置に、緑紅の両色燈一個を掲げなければならない。

二 第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操舵の目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができることができる。

6 第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)は、引かれて航行している場合は、動力船にあつては、第二項第一号又は第四項の白燈を掲げてはならず、動力船及びろかい又は帆を用いている船舶以外の船舶にあつては、第二項第二号及び前項のげん燈又は両色燈を掲げなければならない。また、引かれている船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第二号の小形の白燈一個を掲げることができる。第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)が船首方向に押されて航行している場合は、第二項のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、又は同号若しくは前項の両色燈のみを前端に掲げなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一團となつて船首方向に押されているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなすものとし、その一団の全長が十

5 引かれている航行中の船舶は、引かれている船舶の最後部のものとの距離が百八十三メートルをこえる場合は、最も見えやすい場所の船尾と引いている船舶の船尾

6 第五条に次の一項を加える。  
第六条の見出し中「小形船舶」を「荒天時等」に改め、同条第一項中「小形の船舶」を「船舶」に、「二点(一二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改める。

7 第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。ただし、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

二 第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操舵の目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

6 第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)は、引かれて航行している場合は、動力船にあつては、第二項第一号又は第四項の白燈を掲げてはならず、動力船及びろかい又は帆を用いている船舶以外の船舶にあつては、第二項第二号及び前項のげん燈又は両色燈を掲げなければならない。また、引かれている船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第二号の小形の白燈一個を掲げることができる。第一項の船舶(小形ろかい舟を除く)が船首方向に押されて航行している場合は、第二項のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、又は同号若しくは前項の両色燈のみを前端に掲げなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一團となつて船首方向に押されているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなすものとし、その一団の全長が十

九・八〇メートルをこえるものに  
ついては、第五条第四項本文の規定によるものとする。

7 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかくわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを直ちに使用できるよう備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならぬ。

8 第一項の船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることを要しない。これららの船舶は、第四条第三項及び第十一条第三項の形象物の大きさについては、これらの規定によるものより小さいものとすることができる。

#### (水先船の燈火等)

第八条 水先業務に従事している水先動力船の航行中における燈火の表示については、次の各号によ

る。この場合においては、次の各号以外の燈火を表示してはならない。

一 マストの最上部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置

に、少なくとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する

#### 白燈一個を掲げ、その下方二・

四〇メートルの位置に、これと同一の性能を有する紅燈一個を掲げなければならない。ただ

し、長さ十九・八〇メートル未満の水先動力船にあっては、マストの最上部でげん縁上二・七四メートル以上の高さの位置に同白燈を掲げ、その下方一・二二メートルの位置に同紅燈を掲げることができる。

#### 二 当該水先動力船の長さに応じ、

じ、第二条第一項第四号及び第五号又は前条第三項第二号若し

くは第五项のげん燈又は両色燈を掲げ、かつ、第十条の船尾燈を掲げなければならぬ。

三 十分間をこえない間隔で炎火

を表示しなければならない。

四 水先業務に従事している水先船

は、航行中でない場合は、第一項第一号及び第三号又は前項第一号

及び第三号の燈火及び炎火を表示している場合は、第十一条の停泊燈を掲げなければならない。

五 前二項の船舶は、対水速力を有するときは、当該船舶の種類及び長さに応じ、第二条第一項第四号及び第五号又は第七条第二項第二号若しくは第五项のげん燈又は両色燈を掲げ、かつ、第十条の船尾燈を掲げなければならない。

六 第四項の船舶は、水平距離百五十三メートルをこえて漁具を船外に出している場合は、漁具を出して

いる方向に同項の燈火から一・八三メートル以上六・一〇メートル

以下の水平距離を隔てた場所に周囲を照らす白燈一個を掲げなければならない。

七 トロールにより漁ろうに従事している船舶の燈火の表示について

は、次の各号による。

一 二個の燈火を垂直線上に一・二二メートル以上三・六五メートル以下の間隔で連掲しなければならない。これらの燈火は、上方のものを緑燈、下方のものを白燈とし、いずれも周囲から視認されるものでなければならぬ。

二 前号の燈火のほか、第二条第一項第一号の白燈と同一の構造

#### 二 当該水先帆船の長さに応じ、

第五条第一項のげん燈又は前条

第五項の両色燈を直ちに使用できるように備えておき、他の船

舶と間近かに接近するときは、

その緑色又は紅色の射光がそれ

ぞれ左げん側又は右げん側から

見えないように短い間隔で示さ

なければならない。また、第十

条の船尾燈を掲げなければなら

ない。

長さが同一である他の船舶が表示すべき燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。

4 トロール以外の方法により漁ろうに従事している船舶は、前項第一号の燈火を掲げなければならない。

5 トロールにより漁ろうに従事している船舶の燈火の表示について

は、次の各号による。

一 二個の燈火を垂直線上に一・

二二メートル以上三・六五メー

トル以下の間隔で連掲しなけれ

ばならない。これらの燈火は、

上方のものを緑燈、下方のものを白燈とし、いずれも周囲から

視認されるものでなければなら

ぬ。

二 前号の燈火のほか、第二条第一項第一号の白燈と同一の構造

の白燈一個を掲げることができ

る。この白燈は、前号の白燈よ

#### (漁船の燈火等)

第九条 漁船は、漁ろうに従事して

いる場合のほかは、その種類及び

かつ、げん燈よりも低くない位置に置かなければならない。

7 漁ろうに従事している船舶は、接近してくる船舶の注意を喚起するため必要がある場合は、炎火を用い、又は他の船舶の運航に支障を及ぼすおそれのない方法で、接近してくる船舶に危険のある方向を示すように探照燈を用いることができる。また、これらの船舶は、作業燈を用いることができるのである。ただし、この条に規定する燈火の視認及びその特性の識別を妨げないように、作業燈の照度及びしやへいに注意しなければならない。

8 漁ろうに従事している船舶は、昼夜間は、底の直径が〇・六一メートル以上の二個の同形の円すいをその頂点で上下に結合させた形の黒色の形象物(長さ十九・八〇メートル未満の船舶にあつては、かごで足りる。)一個を、最も見えやすい場所に示さなければならぬ。また、水平距離百五十三メートル体上六・一〇メートル以上の高さの位置に白燈一個を掲げ、かつ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル

点を上にして示さなければならぬ。

第九条第一項中「船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置」を「別に定めのある場合を除き、船尾」に、「十二点(百三十五度)」を「百三十五度(十二点)」に、「六点(六十七度三十分)」を「六十七度三十分(六点)」に改める。

第十一条第一項中「明りよくなれば、白燈」を「白燈」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、これらの船舶は、船尾又

はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個をできる限り船頭からら視認されるよう掲げることができるのである。

また、これらの船舶は、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個をできる限り船頭からら視認されるよう掲げることができるのである。

第十二条第一項中「明りよくなれば、白燈」を「白燈」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、これらの船舶は、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個をできる限り船頭からら視認されるよう掲げることができるのである。

第十三条の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第一項中「又は水上航空機が二以上である場合」を「若しくは水上航空機が二以上である場合又は漁船が集団で漁ろうに従事している場合」に改め、「妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する國の政府の許可を受け、且つ登録及び公告された識別信号を使用すること」を削る。

第十四条中「円すい形象物」を「円すい形の形象物」に、「上にして」を「下にして」に改める。

第十五条の前に次の章名及び前文を加える。

第三章 霧中航行等

ル下方の位置に白燈一個を掲げなければならない。これらの燈火は、少なくとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならず、かつ、できる限り周囲から視認されるよう置かなければならぬ。

第十一條第七項中「一海里」を「一海里以上」に改める。

第十三條の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第一項中「又は水上航空機が二以上である場合」を「若しくは水上航空機が二以上である場合又は漁船が集団で漁ろうに従事している場合」に改め、「妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する國の政府の許可を受け、且つ登録及び公告された識別信号を使用すること」を削る。

第十四條中「円すい形象物」を「円すい形の形象物」に、「上にして」を「下にして」に改める。

第十五條の前に次の章名及び前文を加える。

第三章 霧中航行等

を使用している船舶及び水上航空機についても、免除されるものではない。

第十五條第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

2 運輸大臣は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について注意すべき事項を勧告するものとする。

第十五條第一項中「動力船」を「長さ十一・一九メートル以上の動力船」に、「二十トン」を「長さ十二・一九メートル」に改め、同條第三項第七号から第九号までを次のように改める。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段の信号を行ない、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

八 漁ろうに従事している船舶は、航行中又は停泊中、第一号から第四号までの信号に代えて、第五号の信号を行なわなければならぬ。

3 動力船は、他の船舶若しくは水上航空機の前条第三項の信号を聞く前又は他の船舶若しくは水上航空機を視認する前に、その正横の前方に他の船舶又は水上航空機が存在することを知つた場合は、これらと著しく接近することを避ける。

第十六條の見出し中「速力等」を「行動」に改め、同條に次の二項を加える。

4 動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうことができる。

5 第十七条の見出し中「速力等」を「行動」に改め、同條に次の二項を加える。

6 水先業務に従事している水先動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうこととする。

7 運輸大臣は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について注意すべき事項を勧告するものとする。

8 第十九條第一項中「動力船」を「長さ十一・一九メートル以上の動力船」に、「二十トン」を「長さ十二・一九メートル」に改め、同條第三項第七号から第九号までを次のように改める。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段の信号を行ない、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

八 漁ろうに従事している船舶は、航行中又は停泊中、第一号から第四号までの信号に代えて、第五号の信号を行なわなければならぬ。

9 ろかい舟及びろかい舟以外の長さ十二・一九メートル未満の船舶は、前各号の信号を行なうことを要しない。ただし、これらの信号を行なわない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行なわなければならない。

1 この章その他この法律の規定を遵守すべき義務は、レーダー情報

を用いており、船上及び水上航空機についても、免除されるものではない。

第十五條第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

2 運輸大臣は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について注意すべき事項を勧告するものとする。

3 動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうこととする。

4 動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうこととする。

5 第十七条の見出し中「速力等」を「行動」に改め、同條に次の二項を加える。

6 水先業務に従事している水先動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうこととする。

7 運輸大臣は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について注意すべき事項を勧告するものとする。

8 第十九條第一項中「動力船」を「長さ十一・一九メートル以上の動力船」に、「二十トン」を「長さ十二・一九メートル」に改め、同條第三項第七号から第九号までを次のように改める。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段の信号を行ない、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

八 漁ろうに従事している船舶は、航行中又は停泊中、第一号から第四号までの信号に代えて、第五号の信号を行なわなければならぬ。

9 ろかい舟及びろかい舟以外の長さ十二・一九メートル未満の船舶は、前各号の信号を行なうことを要しない。ただし、これらの信号を行なわない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行なわなければならない。

**「第三章 航法」を「第四章 航法」**

に改める。

第四章前文に次の二項を加える。

- 規定は、船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合にのみ適用する。

- 第十七条各号を次のように改め

一 二隻の船舶の風を受けるが、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

二 二隻の船舶の風を受けるが、同じであるときは、風上の船

が異なるときは、左げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

二 二隻の船舶の風を受けるが、同じであるときは、風上の船

が異なるときは、左げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

二 二隻の船舶の風を受けるが、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

二 二隻の船舶の風を受けるが、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

（横帆船にあつては、最大の縦帆）の張つている側の反対側を風上とする。

第十八条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項及び第二十八條」に改める。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

**2 前項の規定は、狭い水道において、帆船が、その水道の航路筋しか航行できない動力船の安全通航を妨げることがでることとするものではない。**

第二十二条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「船舶は」の下に「必要な動作をできる限り積極的に、かつ、早期にとらなければならず、また」を加える。

第二十四条第二項及び第三項中「二点(二十二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改める。

第二十五条第二項中「他の動力船」を「他の船舶」に改め、同条に次の二項を加える。

**3 船舶は、前二項の汽笛信号を少なくとも五海里離れた周囲から視認される白燈による発光信号と併用して行なうことができる。この発光信号は、汽笛信号装置と同時に運動して作動し、汽笛音と同一の時間点燈される装置によるものでなければならない。**

第二十九条の前に次の章名を加える。

**第六章 雜則****3 狹い水道においては、長さ十九・八〇メートル未満の動力船**

は、その水道の航路筋しか航行できぬ他の船舶の安全通航を妨げてはならない。

第二十六条中「漁ろうをしていない航行中の船舶は、底びき網その他い網又はなわ(引きなわを除く。)を用いて」を「漁ろうに従事している船舶以外の航行中の船舶(第四条の規定が適用されるものを除く。)は、」

に、「漁ろうをしている船舶」を「漁ろうに従事している船舶」に改める。

ろうに従事している船舶」に改める。

**【第四章 雜則】を「第五章 針路信号等」に改める。**

第二十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- この法律は、政令で定める日から施行する。

第三十二条を削る。

**附則**

1 この法律は、政令で定める日から施行する。

2 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第七条第四項」を

「第七条第五項」に、「同条第五項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十条の二第二項中「第一条

項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十条の二第一項中「第一条

項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十二条」に改める。

第三十条第二項中「政令で定めた水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関する遵守すべき」を

「政令で定める水域における船舶又は水上航空機の衝突予防に関する遵守すべき」に改める。

第三十一条第一項第九号中「炎火ロケット」の下に「又は赤色の手持炎

火」を加え、同項に次の二号を加える。

〔米田正文君登壇、拍手〕

○米田正文君

ただいま議題となりました

第三項第十一号」を「第一条第三項

十二号」に改める。

第三十二条第一項中「第一条规定」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十三条第一項中「政令で定めた水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関する遵守すべき」を

「政令で定める水域における船舶又は水上航空機の衝突予防に関する遵守すべき」に改める。

第三十一条第一項第九号中「炎火

火」に改める。

十一 左右に伸ばした腕を繰り返しゆづくり上下させる信号

第三十二条を削る。

この法律は、政令で定める日から施行する。

第三十二条を削る。

上衝突予防規則が成立して以来、各國ともその内容をそのまま国内的に施行しております。現行の海上衝突予防法は、一九四八年の国際海上衝突予防規則に準拠して昭和二十八年に制定されたものであります。この改正案は、ための国際会議で採択された国際海上衝突予防規則の改正に対応して、現行法を改正しようとするものであります。

1 この法律は、政令で定める日から施行する。

2 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第七条第四項」を

「第七条第五項」に、「同条第五項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十条の二第一項中「第一条

項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十二条」に改める。

第三十条第二項中「政令で定めた水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関する遵守すべき」を

「政令で定める水域における船舶又は水上航空機の衝突予防に関する遵守すべき」に改める。

第三十一条第一項第九号中「炎火

火」を加え、同項に次の二号を加える。

〔米田正文君登壇、拍手〕

○米田正文君

ただいま議題となりました

第三項第十一号」を「第一条第三項

十二号」に改める。

第三十二条第一項中「第一条规定」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十三条第一項中「政令で定めた水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関する遵守すべき」を

「政令で定める水域における船舶又は水上航空機の衝突予防に関する遵守すべき」に改める。

第三十一条第一項第九号中「炎火

火」に改める。

上衝突予防規則が成立して以来、各國ともその内容をそのまま国内的に施行しております。現行の海上衝突予防法は、一九四八年の国際海上衝突予防規則に準拠して昭和二十八年に制定されたものであります。この改正案は、ための国際会議で採択された国際海上衝突予防規則の改正に対応して、現行法を改正しようとするものであります。



## 審査報告書

中小企業近代化資金助成法の一部  
を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十九年四月七日

商工委員長 前田 久吉

參議院議長重宗雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者の定義  
について規定の整備を行なうと  
ともに、中小企業の近代化を促進す  
るため、中小企業高度化資金とし  
て商店街の近代化に必要な資金を  
追加しようとするものであり、お  
むね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、中小企業高度  
化資金のうちに商店街近代化資金  
として昭和三十九年度一般会計予  
算に二億五千万円が計上されてい  
る。

## 審査報告書

中小企業金融公庫法の一項を改正  
する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十九年四月七日

商工委員長 前田 久吉

參議院議長重宗雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業に対する  
金融の現状にかんがみ、中小企業  
金融公庫が中小企業債券を発行し  
て資金を調達することができるよ  
うにする等の改正をしようとする  
ものであり、妥当な措置と認め  
る。

本法施行のため別に費用を要し  
ない。

## 審査報告書

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の  
一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十九年四月七日

石炭対策特  
別委員長 岸田 幸雄

中小企業近代化促進法の一部を改  
正する法律案

## 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十九年四月七日

商工委員長 前田 久吉

し、追加出資に関する規定を整備  
するものであり、おむね妥当な  
措置であると認める。

## 一、費用

本法施行に伴い基金への出資金  
として、一億円が昭和三十九年度  
一般会計予算に計上されているは  
か、財政融資五億円が予定されて  
いる。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業基本法の  
制定の趣旨にかんがみ、中小企業  
者の定義を改正しようとするもの  
であり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため別に費用を要し  
ない。

## 審査報告書

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の  
一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十九年四月七日

石炭対策特  
別委員長 岸田 幸雄

中小企業近代化促進法の一部を改  
正する法律案

## 審査報告書

本法律案は、鉱害賠償基金に対  
する政府の出資を追加するに際  
する法律案

昭和三十九年四月二十四日 参議院会議録第十九号

明治二十五年三月三十日第一種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配達料とも)
發行所
東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 天一
官課
金代代代代